

幸 区 役 所 指 名 選 定 委 員 会 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所が所管する契約事務について、公正かつ適正な執行を確保するために設置する幸区役所指名選定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 契約方法の認定に関すること。
- (2) 指名業者の選定に関すること。
- (3) 提案書等に基づく企画提案方式による随意契約における契約業者の選定に関すること。
- (4) 機種を選定及び仕様の検討に関すること。
- (5) その他選定等に関し必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 部長職
- (4) 総務課長

2 委員会は、区長を委員長、副区長を副委員長とし、委員長は、会務を総理し委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員会に専門部会を組織し、意見を求めることができる。

2 前項の専門部会の部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(指名・選定等の基準)

第6条 委員会において指名・選定等を行うときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況

(2) 過去の本市における業務の成績

(3) 現在の契約業務の状況

(4) 当該業務についての技術的適正

(5) その他の必要事項

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成12年6月22日から施行する。

(幸区役所委託業者選定委員会要綱、幸区役所契約業者指名選定委員会要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 幸区役所委託業者選定委員会要綱(平成6年7月1日施行)

(2) 幸区役所契約業者指名選定委員会要綱(平成9年6月26日施行)

(要綱の機種選定委員会への準用)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成14年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年2月1日から施行する。